同項を第一項第十五項とし、第一項第十二項中「前項の」を削り、「職員」の下に「（組合等が必要があると認める場合にあつては、損害評価会の委員、損害評価員及び組合等の職員）」を加え、「、組合等は、必要があると認めるときは、損害評価員をも当該抜取調査に従事させることができる。なお」を削り、「離島を」を「ものを」に、「できるものとする」を「できる」に改め、同項を第一項第十四項とし、第一項第十一項中「定めて悉皆調査」を「定めて第一項、第三項、第四項又は第六項の規定による調査」に、「当該悉皆調査」を「当該調査」に、「ごとに悉皆調査」を「ごとに当該調査」に、「悉皆調査の」を「当該調査の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定組合以外の組合等が第一項、第三項又は第六項の規定による調査（収穫前又は収繭前における実測の方法により行うものに限る。）を行つた場合は、この限りでない。

第一第十一項を第一第十三項とし、第一第十項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書の規定により損害評価員を置かない場合は、この限りでない。

第一第十項を第一第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第十項の場合において、組合等は、第二項、第五項又は第七項の規定による調査を行うときは、損害評価会の委員又は組合等の職員に当該調査を行わせるものとする。

第一第九項中「悉皆調査に従事させる」を「第一項から第七項までの規定による調査（以下「悉皆調査」という。）を行わせる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、組合等が第二項、第五項又は第七項の規定による調査を行う場合において、販売数量又は出荷資料（以下「販売数量等」という。）につき、当該販売数量等を管理する者から提供を受けて調査を行うときは、この限りでない。

第一第九項を第一第十項とし、第一第八項中「の調査」を「の規定による調査」に、「その区域（」を「当該組合等の区域（」に改め、「実施区域」の下に「。以下同じ。」を加え、同項を第一第九項とし、第一第七項の次に次の一項を加える。

8　組合等は、第二項、第五項又は第七項の規定による調査において必要があると認めるときは、当該組合員等に係る耕地の全てを見回つて共済事故発生の確認をするものとする。

第二第一項中「通知を受けた」を「規定による通知を受けた」に改め、「（法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業の実施区域。以下同じ。）」を削り、「抜取調査の方法に準じて行う調査」を「悉皆調査を行つた組合員等又は耕地の一部につき、当該悉皆調査の結果を検定するための調査」に、「場合にあつては、」を「場合にあつては」に、「準じて行う方法」を「準ずる方法」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同項後段を削り、第二第九項中「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を第二第十二項とし、第二第八項中「第五項」を「第八項」に改め、同項を第二第十一項とし、第二第七項中「第五項」を「第八項」に改め、同項を第二第十項とし、第二第六項中「前項の規定による」を「同項の規定による」に改め、同項ただし書中「前項」を「同項」に、「第八項」を「第十一項」に改め、同項を第二第九項とし、第二第五項中「第一項の」を「連合会抜取調査、第二項に規定する」に改め、同項を第二第八項とし、第二第四項中「委員をも」を「委員（連合会が販売数量等の確認の方法により連合会抜取調査（販売数量等を管理する者から販売数量等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価員）にも」に、「に従事させる」を「を行わせる」に改め、同項を第二第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　連合会は、第二項に規定する調査に参加するときは、損害評価員又は連合会の職員に当該調査を行わせるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、損害評価会の委員にも行わせることができる。

第二第三項中「職員」の下に「（連合会が販売数量等の確認の方法により連合会抜取調査（販売数量等を管理する者から販売数量等の提供を受けて当該方法により行うものに限る。）を行う場合にあつては、損害評価会の委員又は連合会の職員）」を加え、同項を第二第五項とし、第二第二項中「前項の」を削り、「は握する」を「把握する」に改め、同項を第二第四項とし、第二第一項の次に次の二項を加える。

2　連合会は、組合等が第一第九項ただし書の規定により損害評価地区を定めないで第一第一項、第三項又は第六項の規定による調査（収穫前又は収繭前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合であつて連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査をもつて連合会抜取調査に代えることができる。

3　連合会は、第一第十項ただし書に規定する第一第二項、第五項若しくは第七項の規定による調査を行つたとき、又は組合等の区域に離島が含まれる場合において当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第一項の規定にかかわらず、連合会抜取調査を省略することができる。

第三第一項中「北海道統計・情報事務所統計・情報センター、北海道統計・情報事務所、沖縄総合事務局統計・情報センター」を「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に、「通知するものとする」を「通知しなければならない」に改め、第三第二項中「前項に規定する機関その他国の関係機関」を「地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部」に改める。

**附　則**

この告示による改正後の畑作物共済損害認定準則の規定は、平成二十三年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係から適用するものとし、平成二十二年以前の年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

## ○経済産業省告示第五十一号

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示し、平成二十三年四月一日より適用する。

なお、平成二十一年経済産業省告示第二百七十九号（平成十九年度以降の八年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標を変更した件）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月三十日　　経済産業大臣　海江田万里

平成23年度以降の8年間についての電気事業者による新エネルギー等電気の利用の目標

1　新エネルギー等電気の利用の目標量に関する事項

新エネルギー等電気の利用の目標量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 年度（平成） | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 目標量（億kWh） | 128.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

2　新たに設置すべき新エネルギー等発電設備に関する事項

新エネルギー等発電設備は、今後、利用の目標量及び基準利用量を踏まえて着実に設置されることが必要であり、発電・供給コストの低減や潜在性を踏まえた適地選定等を通じ、当該発電設備の積極的かつ効率的な展開が必要である。

新エネルギー等発電設備の中でも、太陽光に係る発電設備については、他の電源と比較し、技術革新の余地が大きく、需要の創出による大幅な価格低減・普及拡大が見込まれること等を踏まえ、現状における他の電源との発電コストの差を踏まえた推進が必要である。